

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は将来に向かって継続的な成長・発展を目指すために、上場企業としての社会的責任を果たすことが重要と考え、経営の透明性を確保することおよびコーポレート・ガバナンスが有効に機能するために、当社グループを取り巻く環境の変化に迅速に対応できる組織体制と経営システムを構築し維持することを経営上の最も重要な課題として位置付けております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本ヒューム株式会社	2,507,892	8.54
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託太平洋セメント口	2,400,000	8.17
日本トラスティーサービス信託銀行株式会社(信託口)	1,749,500	5.96
旭コンクリート工業株式会社	1,468,413	5.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,283,700	4.37
株式会社みずほ銀行	1,245,897	4.24
太平洋セメント株式会社	1,020,363	3.47
日本上下水道設計株式会社	1,009,502	3.43
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	575,190	1.95
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	566,700	1.93

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長 更新	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	9名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
鈴木知己	他の会社の出身者										
浦上勝治	他の会社の出身者								○		

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木知己	○	—	鈴木氏は、警視庁において長年培った知識や経験を有しており、主にコンプライアンスの観点から当社経営に有益な助言を頂けるものと考えております。 なお、同氏はa~kのいずれにも該当せず、一般株主との利益相反の恐れはないものと判断し、独立役員として指定しました。
浦上勝治	○	浦上氏は、当社の取引先である旭コンクリート工業株式会社の代表取締役を平成27年6月まで務めていました。	浦上氏は、旭コンクリート工業株式会社の経営に長年携わり、経営者として豊富な知見を有しており、中立的な立場から当社経営に有益な助言を頂けるものと考えております。 なお、同氏は同社の監査役でありますが、一般株主との利益相反の恐れはないものと判断し、独立役員として指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、法令による内部統制システム体制構築に対応するために、代表取締役社長が直轄する『内部監査室』及び代表取締役社長が主査する『内部統制委員会』を設置しております。

内部監査室では、

イ すべての業務執行が経営方針等に基づいて効果的に運営されていることを検証、評価する。

ロ 業務執行に伴う不正誤謬の発生を防ぎ、会社の財産保全を図る。

ハ 事業活動の品質を高め、チェックと改善により全社員の業務水準を高い水準で均一化する。
 以上を目的に、必要に応じて随時監査を実施します。
 また、内部統制委員会は、当社及び関連会社のすべての企業活動における内部統制システムの有効性評価、運用管理、啓発、教育、指導、継続的な改善提言等によって同システムの維持向上を図る体制を構築することを目的に設置しております。
 内部監査室員及び内部統制委員は、監査役への監査計画及び監査結果等の報告を適宜行うほか、監査会や関係会社監査役会等の会議への出席、重要な会議の議事録や各種資料の閲覧を通じて、監査役と情報を共有し、連携を図っております。
 監査役監査と会計監査とは、両者の定期的協議および意見交換、各事業所の監査を共同して行う等、相互連携を密にしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
下山善秀	他の会社の出身者													
原護	他の会社の出身者											△		
清田啓一	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
下山善秀	—		下山氏は、企業経営等の高い見識や経験を有しているため、ご選任いただいております。 同氏は独立役員に指定しておりませんが、就任以来、取締役会および監査役会のほか、重要な社内会議へ積極的に出席してご発言いただいており、社外監査役としてこれまでの活動実績から、今後も中立で客観的な立場に基づく経営監視が期待できるものと考えております。
原護		原氏は、当社の取引先である東京エレクトロン株式会社の取締役を平成22年まで、その後、同社の監査役を平成24年まで務めていました。	原氏は、長年に渡り企業経営に携わってきた豊富な経験と知見を有しており、当社の社外監査役に適任と判断して、ご選任いただいております。 同氏は独立役員に指定しておりませんが、今後も中立で客観的な立場に基づく経営監視が期待できるものと考えております。
清田啓一	○	—	清田氏は、金融分野ならびに企業経営等の豊富な経験や実績、高い知見を有しており、当社の社外監査役に適任と判断して、ご選任いただけております。 なお、当社は清田氏を独立役員として指定しております。 今後も中立で客観的な立場に基づく経営監視が期待できるものと考えております。 なお、同氏はa～mのいずれにも該当せず、一般株主との利益相反の恐れはないものと判断しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社の現状および今後の経営環境等を考慮して、妥当と思われるため。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬額は、平成19年6月28日開催の当社第124回定時株主総会において、年額270百万円以内(うち社外取締役分は年額50百万円以内、ただし使用人分給与は含まない)とご決議いたしております。

監査役の報酬額は、平成19年6月28日開催の当社第124回定時株主総会において、年額70百万円以内(うち社外監査役分は年額40百万円以内)とご決議いたしております。

なお、連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、有価証券報告書における役員ごとの開示は行っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役の職務を補助すべき使用人として監査役室を置き、2名を配置して監査役の業務執行に必要なサポートを隨時行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

【企業統治の体制】

当社は監査役制度を採用し、監査役会は4名(うち社外監査役3名)により構成されております。監査役会は定期的に開催されるほか、必要に応じて随時開催されます。監査役は、取締役会、全国事業署長会議等の重要な会議に出席して適宜意見を述べるとともに、職務の執行状況を監視できる体制としております。各監査役の間での意見交換は適宜行われ、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図るとともに運用を監視し、業務執行の適法性に関する監査を実施しております。

【会計監査の状況】

当社の会計監査業務を執行する公認会計士は、至誠監査法人に所属している吉村智明氏と浅井清澄氏であります。

また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名であり、監査は、期末・四半期末に偏ることなく期中においても定期的に行われております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記【企業統治の体制】にある取り組みの結果、客観的な立場から経営を監視する体制が機能していると判断して、現在の体制を採用しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示情報等の開示資料を当社ウェブサイトに掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社は、IRに関する専門の部署は設置しておりませんが、総務部を担当窓口として投資家の皆様からのご質問・お問い合わせなどに対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	事業所周辺の清掃活動などのボランティア活動を実施しており、今後も継続して取り組んでまいります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【会社の機関の内容および内部統制システムの整備の状況等】

当社は、内部統制システムの構築に関して、平成27年4月17日開催の取締役会において改正決議しております。今後も、内部統制システムについての不断の見直しを行うことによって、改善を図ってまいります。

【内部統制システムの構築に関する件】

会社法第362条第5項に基づく当社の「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」(以下、「内部統制システム」と総称する)の構築に関しては、取締役が遵守すべき基本方針を明らかにするとともに、会社法施行規則第100条に定める同システムの体制整備に必要とされる各条項に関する大綱を下記のとおり定める。

この大綱については、可及的速やかに実行するものとして関係者に周知を図るとともに、その後は同システムについての不断の見直しによって改善を図り、もって効率的で適法な業務の執行体制を構築し維持する。

【1】取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 役職員の職務の執行が法令および定款に適合し、企業倫理を重んじ、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス・ポリシー（企業理念・経営方針・行動指針）を役職員に周知徹底させる。

(2) 代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス管理委員会」を設置し、定期的にコンプライアンス・プログラムを策定し、これを実施する。

(3) 役職員に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布等を行うこと等により役職員のコンプライアンスに関する知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。

【2】会社の機関の内容および内部統制システム

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令ならびに「文書取扱い及び保存規程」等の社内規程に基づき、文書等の保存管理を行う。

情報の管理については、上記のほか「情報セキュリティ規程」および「情報セキュリティ関連基準」に従い、「個人情報保護に関する基本方針」を定めて対応する。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理を保持するため、さらに金融商品取引法に基づく内部統制監査に対処するために、代表取締役社長が直轄する「内部監査室」を設置し、当社および関連会社の内部統制システムが法令およびその基本方針に基づいて有効に機能していることを把握し検証する監査体制を構築する。また、代表取締役社長が主催する「内部統制委員会」を設け、当社および関連会社のすべての企業活動における内部統制システムの有効性評価、運用管理、啓発、教育、指導、継続的な改善提言等によって同システムの維持・向上を図る体制を構築する。

その他リスク管理体制として、安全面・衛生面・品質面は「中央安全衛生委員会規程」、「品質管理委員会規程」、ISO管理指針を遵守して取り組むものとする。また、中央公害対策委員会を設置して公害防止に関わる企画、設備、運営面に亘る事項を審議し対応する。

危機が発生した場合は、代表取締役社長を本部長とする「対策本部」を設置し、統括して危機管理に当たる。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、毎月一回の定期取締役会と隨時行う臨時取締役会を代表取締役会長を議長として、監査役出席のうえ開催し、重要事項の決定および取締役の業務執行状況の監督を行う。

取締役社長が主催する常務会を毎週開催し、必要に応じて関係部署長・関係会社役員の出席を求める。

業務執行に迅速な対応を行うことを目的に執行役員制を採用し、取締役の職務と業務執行に関する職務権限とを明確に区分する。

また、取締役、監査役、執行役員、部署長が参加する全国事業署長会議は年2回開催し、経営方針の徹底と各部署の現状報告を行い、部署間の意思の疎通を図る。事業部制、支社制度を採用し、業績への責任を明確にするとともに、資本効率の向上を図る。

(4) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスの推進について、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス管理委員会」を設置し、「コンプライアンス規程」および「企業倫理規程」に従い役員および使用者がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ、業務運営に当たるよう研修等を通じて指導する。また、「公益通報者保護規程」に従い役員および使用者が社内においてコンプライアンスに違反する事実が発生し、または発生しようとするときに、相談・通報しやすい体制を設け、通報者に対しては不利益な扱いはしない。

(5) 当社および当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、「コンプライアンス管理委員会」がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進する体制とするとともに、公益に関する相談・通報体制の範囲をグループ全体とする。なお、関連会社の経営については、「関係会社社長会」および「国際会議」において事業内容や経営状況等について報告を行い、あわせて業務の効率化・リスク管理について報告・把握・意見交換を行う。

また、連結グループの内部監査を行ふとともに、常勤監査役により関係会社の業務の適正性を確認する。グループ内取引については、「コンプライアンス規程」により審査し取引の公正を保持する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合におけるその使用者に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用者として監査役室を置き、必要に応じて必要な人員を配置する。また、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行い決定する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用者の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用者として監査役室を置き、2名を配置して監査役の職務執行に必要なサポートを随時行う。

サポートにあたっては組織上の上長等の指揮命令を受けない。

その任命・異動・評価については、監査役会の事前の同意を必要とする。

(8) 当社及びNHNグループ取締役および使用者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用者ならびに関連会社の取締役および使用者は、会社に著しい損害を与える事実が発生し、あるいはその恐れがある事実を発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告する。

なお、この場合、関連会社の取締役及び使用者は、当社経営企画部にも併せて報告を行うものとする。

また、「公益通報者保護規程」において、従業員が監査役への報告または当社総務部への通報により人事上そのほか一切の点で、会社から不利な取扱いを受けないことを明記する。

監査役は、取締役会のほか重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため取締役・部署長等との定期的な会議を主催し、取締役会、全国事業署長会議などの重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行にかかる重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用者にその説明を求める。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役および使用者は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

取締役および使用者は、監査役または監査役会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他社外の専門家に対して助言を求めるまたは調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができない。

また、代表取締役社長との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査との連携を図り、適切な意思の疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。

(3) 反社会的勢力による被害を防止するための体制

当社グループは、反社会的勢力に対し毅然とした態度で臨み、企業倫理規程を遵守して一切の関係を遮断することを基本方針とし、全役職員への周知徹底を図る。また、業務の適正を確保するために必要な法令遵守およびリスク管理事項として、こうした勢力による被害を防止するための体制の整備に努める。

(1) 社内体制の整備

・社内外の情報収集に努め、外部機関との連携を密にするとともに、各種の暴力団追放運動に積極的に参加する。

・必要に応じて、反社会的勢力排除に関する社員教育や研修を実施する。

・当社グループが反社会的勢力による不当要求を受けた場合の対応を統括する部署を総務部とし、当該部署は平素からこうした勢力に関する情報を管理する。

(2) 不当要求への対応

・反社会的勢力からの不当要求を受けた場合は、担当者は当該事実を速やかに統括部署に報告し、統括部署長は速やかに管理本部管掌取締役に報告する。

・反社会的勢力からの不当要求を受けた場合は、組織全体でこうした勢力との関係遮断への取り組みを支援する。また、関係当局ならびに外部の専門機関に積極的に相談して対応に当たる。

・反社会的勢力の不当要求が、たとえ会社の不祥事を背景とするものであっても、事実を隠ぺいするための裏取引や資金提供は、被害の更なる拡大を招くばかりでなく、当社グループの社会的信用を著しく失墜させるものであるため、絶対に行わない。

(4) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するために、関連諸法令および規程に基づき、財務報告に係る内部統制システムを整備し、その適切な運用に努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記【3】反社会的勢力による被害を防止するための体制に記載のとおり。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

【会社の支配に関する基本方針について】

当社グループでは、「わが社は社会基盤の整備に参加し、豊かな人間環境づくりに貢献します。」を企業理念のひとつに掲げ、大正14(1925)年の創立以来90年、一貫して下水道事業、道路整備事業、住宅建設事業などを推進するため、これら社会基盤の整備に必要なヒューム管・既製コンクリート杭等の各種コンクリート製品を供給してまいりました。

近年は主に中国や東南アジアにおいて国際事業を展開して新たな成長基盤の確立に注力するほか、下水道の診断・リニューアル、不動産・環境関連事業等の新しい分野へ事業領域を広げており、着実に成果を挙げております。

こうして幾多の困難を乗り越えた、長年の歴史のなかで培ってまいりました企業風土、技術力、さらに、取引先、顧客、従業員等との強固な信頼関係こそが当社グループの企業価値の源であるとともに、中長期的な成長発展に必要不可欠な強みであると考えております。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配するものとは、このような当社グループの企業価値の源である取引先、顧客、従業員等との強固な信頼関係を今後も確保・向上させるとともに、人材育成・技術開発等の将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社グループの企業価値を構成する事項を深く理解し、長期的に企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなくてはならないと考えます。

言うまでもなく、上場会社である当社の株式は、市場を通じて投資家の皆様による自由な取引が認められている以上、当社株式に対する大規模な買付行為や買付提案がなされた場合においても、当該大規模な買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、直ちに否定するものではなく、これに応じるか否かは最終的に株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、近時、我が国の資本市場における株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その企図あるいは目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、

対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある、不適切な買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配するものとして適当ではないと考えます。

【当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)】

当社は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、大規模買付における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルールを設定することとし、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対応措置を含めた「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」(以下「本プラン」といいます。)を導入しております。

本プランは2014(平成26)年6月27日開催の当社第131回定期株主総会にて継続が承認され、その有効期限は2017(平成29)年6月開催予定の当社第134回定期株主総会終結の時までとなっております。本プランの詳細につきましては、当社ウェブサイト(<http://www.nipponhume.co.jp/>)をご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

当社は、情報管理規則、インサイダー取引規制に関する規則、NHグループ情報管理規程等を制定し、証券取引所等に公開されている当社または子会社等の株式や転換社債等の有価証券に対する投資者の判断に、重要な影響を与える会社情報を適時適切に開示することを基本姿勢としております。

1. 適時開示の会社情報

適時開示する会社情報は、決定事項に関する情報、発生事実に関する情報および決算に関する情報としております。

2. 情報管理責任者

当社および当社グループの情報管理責任者は、管理本部長としております。グループ会社の情報管理責任者は各社の取締役社長とし、規程に基づく当社への報告体制を構築しております。

3. 開示情報の決定

会社情報の開示は、開示資料を作成し取締役会の承認を得てから行うものとしております。ただし、緊急時は常務会の決定により情報を開示し、後日に取締役会の承認を得る場合があります。

4. 開示者

会社情報の開示者は、原則として情報管理責任者とし、緊急時または必要に応じて情報管理責任者の許可を受けて担当部署長が代行することができるとしております。また、子会社等の会社情報に関しては原則として、情報管理責任者が開示することにしておりますが、緊急時または必要に応じて情報管理責任者の許可を受けて管掌取締役あるいは子会社等の情報管理責任者が代行することがあります。

5. 開示方法

会社情報の開示は、TDnetオンライン登録システムによって東京証券取引所に対し実施しております。また、自社ウェブサイトのほか、法令に基づいて新聞・放送・通信等の全国的な情報網をもつ組織を通じて開示を行っております。

6. 監査体制

当社は監査役制度を採用しており、良質なコーポレートガバナンス体制の確立と運用を監視し、業務執行の適法性に関する監査を行っております。会社法監査および金融商品取引法監査については、公認会計士の監査を受けております。また、監査役会のほか内部監査室を設置して、すべての業務活動が企業理念、経営方針・行動指針・諸施策および定められた諸規程に基づき適正かつ合理的に遂行され、諸管理方式・諸規程が経営方針達成に適切かつ効率的に機能しているかを検証・評定し、業務遂行に伴う不正・誤謬の発生を未然に防ぐとともに、財産の保全を目的としており、各部署に対して業務監査を隨時行っております。